

賃貸住宅に関する争い(もめごと)に関する事、何でもご相談ください!

賃貸トラブル110番

こんなお悩み
ありませんか?

無料相談会

相談時間
30分
定員4名

借主の相談

- 退去時の原状回復費用(ハウスクリーニング代金など)について知っておきたい
- 敷金を返還してくれない
- 隣の部屋の騒音がひどい
- 家賃の増額を要求されている
- 立ち退きを請求されている



貸主の相談

- 賃料を払ってくれない
- 貸家を明け渡してほしい
- 貸家を傷つけられた
- ペット飼育不可なのにペットを飼っている
- 無断で他人に転貸している



相談
会場

宮崎県司法書士会館

〒880-0803 宮崎市旭1丁目8番39-1号

駐車場
有り

相談
日時

平成26年9月24日から平成27年3月18日まで

毎週水曜日 午後6時～午後8時まで

※年末年始、祝祭日を除く

相談
予約受付

0985-28-8538

※予約受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く)、
午前10時～12時、午後1時～4時



お電話によるご相談もできます

受付時間

毎週水曜日 午後6時～午後8時まで

※お電話での相談は、上記時間内のみ受付致します。

電話番号

0985-28-8550(直通)

ADRを
ご存知ですか?

ADRとは、裁判ではなく当事者間の話し合いによって紛争の解決を図る方法のことです。司法書士会では、ADR制度を利用した紛争解決のお手伝いも致します。なお、本相談会は国土交通省の「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」の補助対象事業となっています。

主催：宮崎県司法書士会